平成２１年（フ）第１３８３４号
東京都足立区弘道１丁目24―３―102
債務者　岩本　明美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８４９号
東京都江戸川区中央３丁目15―３―204
債務者　吉澤千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８５４号
東京都昭島市玉川町２丁目４―18―301
債務者　高橋　國雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８５５号
東京都江東区大島６丁目９―７―201
債務者　原田　典子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８５８号
東京都足立区青井２丁目16―９―201
債務者　守屋美和子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８６６号
東京都大田区北糀谷２丁目３―10―201
債務者　木津喜健一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８８３号
東京都北区上十条３丁目10―12―102
債務者　原田　昭藏
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８９５号
山梨県甲府市城東５丁目16―32―303
債務者　青木いずみ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８９６号
愛知県一宮市千秋町町屋字高畑1906
債務者　勇　　美織
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１８号
東京都練馬区石神井町１丁目21―41―201
債務者　橋本　和子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２３号
長野県松本市大字里山辺1761―１
債務者　依田　香織
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２５号
東京都豊島区上池袋４丁目35―11―415
債務者　市川　孝二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２８号
千葉県南房総市山下102―２
債務者　山崎　浩昭
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２９号
東京都江戸川区南葛西３丁目15―16―403
債務者　渥美　香菜
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９３１号
千葉県八千代市村上南１丁目19―３―505
債務者　今田　勝志
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９５６号
東京都板橋区成増５丁目12―２―413
債務者　岩崎　正憲
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三二十種郵便物認可